

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS等処理水の海洋放出について 慎重な対応を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という）の発生から、本年3月で10年が経過しましたが、原発事故の収束・廃炉に向けた作業はいまだに困難を極めており、汚染水対策の一つであるALPS等処理水は、日々増え続けています。

政府は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にたまり続けるトリチウムなどを含むALPS等処理水の海洋放出の方針を、国民への十分な説明を行わないまま令和3年4月13日に関係閣僚会議において決定しました。

宮城県の基幹産業の一つである水産業は、いまだ販路の回復が十分とは言えない状況です。ALPS等処理水の海洋放出は、本市の名産品、ブランド品でもある「北限のしらす」「赤貝」「わかめ」への風評被害を招き、販路拡大を妨げることにもつながりかねません。

福島県では漁協や農協をはじめとする団体等からALPS等処理水の海洋放出を反対する意見が出され、県議会や7割を超える市町村議会からも反対、あるいは慎重な対応などを求める決議や意見書が提出されています。

経済産業省が実施したパブリックコメントでも、ALPS等処理水の海洋放出への懸念を示す意見が多数になるなど、国民の理解を十分に得られているとは言えない状況です。

このような状況の下、ALPS等処理水の海洋放出の方針を決定したことは、東日本大震災からの復興途上にある本市の水産業関係にとどまらず、日本の水産業全体にも多大な影響を及ぼすものであると思料されます。

原発事故により甚大な被害を被っている被災者に、ALPS等処理水の海洋放出によって、さらなる追い打ちをかけるようなことがあってはなりません。

国においては、被害を受ける水産業関係者をはじめとする地域住民の思いを真摯に受け止め、広く国民に説明し慎重な対応を取ること、ALPS等処理水対策を確実なものとするため、下記の事項を講じるよう強く求めます。

記

- 1 関係する農林水産業者等の理解と合意が得られるまでは、ALPS等処理水の陸上保管を継続すること。
- 2 政府はトリチウムを含むALPS等処理水の無害化について技術開発を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月23日

名取市議会議長 長 南 良 彦

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿